

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定
(中山間地域・離島振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第 3 条第 6 項の規定により公示します。

名称	弥栄町複業協同組合
住所	島根県浜田市弥栄町長安本郷 3 9 9 番地 1
代表者の氏名	代表理事 小松原 修
事務所の名称	弥栄町複業協同組合
事務所の所在地	島根県浜田市弥栄町長安本郷 3 9 9 番地 1
地区	島根県浜田市弥栄町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和 1 7 年 5 月 2 2 日